**○北海道開発局告示第十五号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十八日

北海道開発局長　遠藤　達哉

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　室蘭圏都市計画道路事業三・三・三百三号登別温泉通

三　事業施行期間　自令和八年三月十八日至令和十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　北海道登別市登別東町一丁目、登別東町二丁目地内

使用の部分　なし

**○茨城県公安委員会告示第十六号**

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月十八日

茨城県公安委員会委員長　白川　洋子

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日茨城県公安委員会告示第五十四号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和八年六月二十日まで

変更後

指定の期限　令和八年九月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日茨城県公安委員会告示第五十四号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前

指定の期限　令和八年三月二十日まで

変更後

指定の期限　令和八年六月二十日まで

**○岐阜県公安委員会告示第三号**

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月十八日

岐阜県公安委員会委員長　林　正子

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年八月二日岐阜県公安委員会告示第十一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和八年六月二十日まで

変更後

指定の期限　令和八年九月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年八月二日岐阜県公安委員会告示第十一号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前

指定の期限　令和八年三月二十日まで

変更後

指定の期限　令和八年六月二十日まで

**○愛知県公安委員会告示第四号**

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月十八日

愛知県公安委員会委員長　中尾　友紀

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日愛知県公安委員会告示第十号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和八年三月二十日まで

変更後

指定の期限　令和八年六月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日愛知県公安委員会告示第十号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前

指定の期限　令和八年三月二十日まで

変更後

指定の期限　令和八年六月二十日まで

**○三重県公安委員会告示第五号**

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月十八日

三重県公安委員会委員長　吉田すみ江

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日三重県公安委員会告示第十六号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和八年三月二十日まで

変更後

指定の期限　令和八年六月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日三重県公安委員会告示第十六号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前

指定の期限　令和八年三月二十日まで

変更後

指定の期限　令和八年六月二十日まで

**○滋賀県公安委員会告示第三十一号**

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月十八日

滋賀県公安委員会委員長　北村　嘉英

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日滋賀県公安委員会告示第七十号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和八年三月二十日まで

変更後

指定の期限　令和八年六月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日滋賀県公安委員会告示第七十号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前

指定の期限　令和八年三月二十日まで

変更後

指定の期限　令和八年六月二十日まで

**○京都府公安委員会告示第三十六号**

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月十八日

京都府公安委員会委員長　池坊　由紀

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年八月二日京都府公安委員会告示第百三十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和八年三月二十日まで

変更後

指定の期限　令和八年六月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年八月二日京都府公安委員会告示第百三十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前

指定の期限　令和八年三月二十日まで

変更後

指定の期限　令和八年六月二十日まで

**○大阪府公安委員会告示第九十九号**

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月十八日

大阪府公安委員会委員長　辻内　宏治